

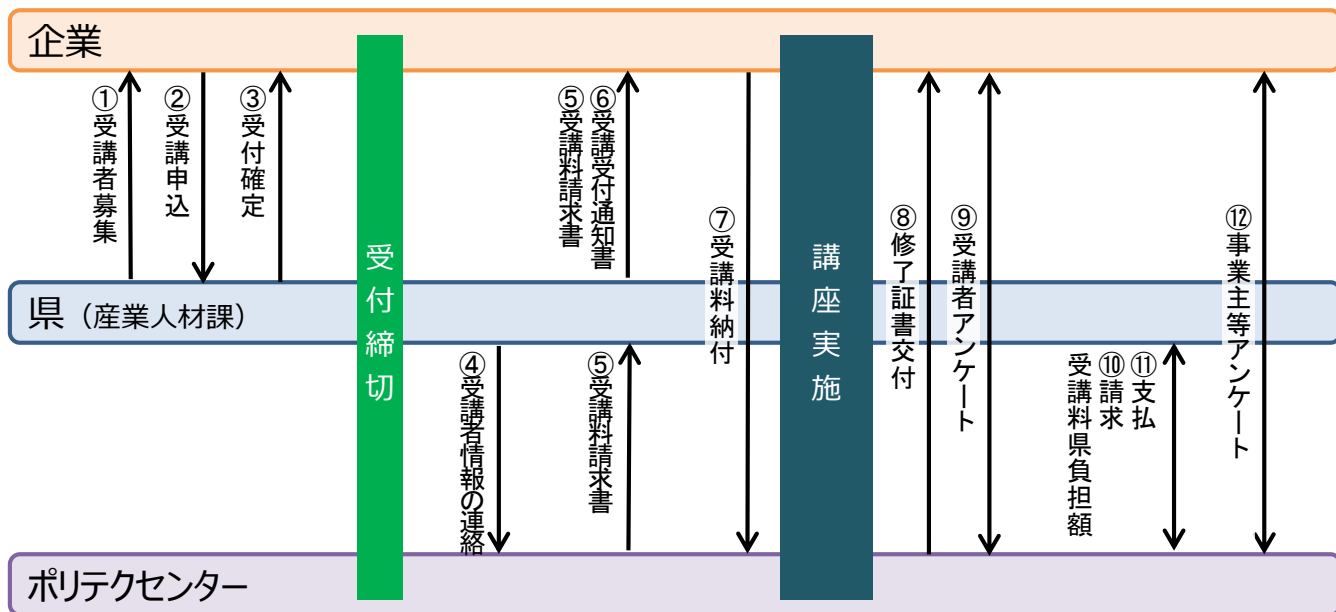
戦略産業人材育成事業・共通講座 受講の手引き

☞ 共通講座を受講する場合は、この手引きを参考にしてください。



- 本事業は、鳥取県がポリテクセンターと連携して事業を実施します。そのため、本事業により得た個人情報はポリテクセンターと共有し管理します。
- 本事業で行う講座は、鳥取県内の企業の在職者を対象としています。このため受講する際は、企業としての申込が必要であり、個人での申込はできません。

【受講の流れ】



項目	時期	概要
① 受講者募集	開催日 2ヶ月前	・実施する講座の受講者を募集します。 ※電子メール、県ホームページ、とっとりstepで募集を案内します。
② 受講申込	募集期間内 (開催20日前まで)	・「 とっとり電子申請サービス(鳥取県) 」で申込んでください。 ・申込終了後に「申込確認メール」が送信されます。この時点で受付は確定していません。 ・募集開始前、募集終了後は入力出来ません。
③ 受付確定	申込後順次	・定員の範囲内で、先着順に受講を受付ます。 ・受付確定後、「とっとり電子申請サービス(鳥取県)」より「受付確定メール」が送信されます。
④ 受講者情報の連絡	締切直後	・申込時に記載された受講者情報をポリテクセンターに提供します。 ・受講料請求に係る事務処理、修了証書発行準備をポリテクセンターが行います。
⑤ 請求書 ⑥ 受付通知書 等の郵送	締切後順次	・ 受講には受講料が必要です。 ・ポリテクセンターが発行した受講料請求書と県が発行する受講受付通知書をあわせ、県から申込企業へ郵送します。
⑦ 受講料納付	5日前まで	・受講料は 請求書の記載内容 に従い、支払期日の午後5時までに ポリテクセンター へ納付してください。
⑧ 修了証書交付 ⑨ 受講者アンケート	当日	・講座の最終日には、ポリテクセンターが受講者の方へアンケートを実施。集計結果は県と共有します。 ・ポリテクセンターから各受講者に修了証書を交付します。(要件を満たした方のみ)
⑩ 受講料県負担額請求 ⑪ 受講料県負担額支払	終了後	・ポリテクセンターから受講料県負担額が請求されます。 ・県は受講料県負担額を支払います。
⑫ 事業主等アンケート	2~3月後	・効果検証のため、ポリテクセンターが企業の代表者の方等にアンケートを実施します。 ・アンケート結果は、⑨とあわせて県も共有し、今後の改善等に活用します。

◎ 受講料納付に関する注意事項

- ・受講料は、受講料請求書に記載された納付期限(講座初日の業務日 5 日前午後 5 時)までに納付してください。
- ・遅延、未納など、適切に納付していただけない企業については、その後の新たな受講申込を受付できない場合もありますので、ご注意ください。
- ・納付期限が近づいた時点で入金の確認ができない場合、県から納付の確認又は依頼の連絡をすることがあります。

◎ 受講のキャンセル、変更の取扱

(キャンセル)

- ・受講受付通知書に記載された受講者数の全部又は一部を減らすこと(キャンセル)の申出については、**講座初日より業務日 5 日前の午後 3 時**(受講料納付期限日に同じ)までに、県の担当者に電話で連絡してください。**メールでのキャンセルはお受けできませんのでご注意ください。**
- ・キャンセルを受け付けた場合で、受講料を既に納付している場合は、キャンセル人数に応じた受講料をポリテクセンターから返還します。
- ・**キャンセルの申出期限を経過した後は、如何なる理由があっても、キャンセルの受付はできません。**このため、既に納付された受講料は返還できませんので、ご注意ください。
- ・**キャンセルの申出期限までにキャンセルを申し出なかった場合は、講座の出欠に関わらず、受講料を納付する必要があります。**

(変更)

- ・県へ報告した受講者を変更する必要がある場合、速やかに県の担当者に電話で連絡してください。
- ・**受講者の変更は、講座初日の業務日 2 日前の午後 3 時まで対応可能**です。
- ・この期限後に受講者の変更があった場合、修了証書やその他の証明書を交付できない場合があります。
- ・募集終了後に受講者数を増やすことはできません。(期限内でも定員に達している場合は対応できません。)

本事業では、企業に受講料を負担いただくこととしておりますが、公的な資金も活用している事業です。また、講座には定員があり、他の企業で受講できない方も発生している可能性があります。

これらのことを考慮し、受付確定の通知を受けた後は、**予定していた方が受講できないときでも、企業内で他の受講者を調整するなどし、できるだけキャンセルや欠席のないよう、ご配慮お願いします。**

【その他の注意事項】

(対象企業)

- 講座の受講対象となる企業は、主として、成長 3 分野（医療機器・自動車・航空機）への事業展開を進める鳥取県内の製造業です。ただし、この分野に該当しない企業でも、講座の受講を希望する場合は受講可能です。

(関係法令)

- 本講座は、職業能力開促進発法で定める公共職業訓練のうち、在職者訓練の高度職業訓練専門短期課程に該当します。このため、受講修了者には、同法第 2 2 条に基づき修了証書を交付します。(交付の要件として、原則として、該当する講座への全日程の出席(遅刻・早退の場合、交付要件を満たしません)が必要です。)
- 修了証書には、職業能力開促進法施行規則第 2 9 条の 3 の規定により、受講修了者の生年月日を記載する必要があることから、受講者の生年月日を記載いただく必要がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

(講座の中止)

- 新型コロナウイルス感染症の状況や申込状況によっては、中止する場合があります。その場合は、速やかに受講申込のあった企業に連絡します。
- 天候不良その他のやむを得ない事情で講座を中止する場合があります。この場合は、速やかに受講申込のあった企業へ連絡します。
- 講座が中止になった場合で、既に受講料を支払っている場合は、ポリテクセンターが受講料を返還します。

(その他)

- この受講の手引きで、**締切等の「×日前まで」とある記載は、土・日・祝日、年末年始などの県庁の閉庁日を除いた業務日の日数を意味します**ので、ご注意ください。
- 記載された個人情報、連携して事業を実施・運営しているポリテクセンターと共有し管理し、本事業、その他関連する研修又は助成事業の案内に利用させていただきます。

(問合せ先) 鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課
電話：0857-26-7224、メール：sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp

※受講料の納付に関することは、ポリテクセンターに直接お問い合わせください。
(ポリテクセンター連絡先) 訓練課 電話：0857-52-8802